⑵　主な犯行態様
ア　チラシの街頭貼付などにより、電話をかけてきた借主からの貸付けの申込みを受け、借主の預貯金口座への振込みにより貸付けを行う（利息は天引き）。
イ　貸付期間は、１週間とし、利息を支払うことにより貸付期間を延長でき、元金の返済は一括返済のみ受領する。
ウ　元金や利息等の支払いは、上記４⑴ウ記載の口座へ振り込ませるなどして受領する。
５　開始決定の時における給付資金の額　金149万2,607円
６　支給申請期間　平成23年６月20日から同年８月31日までの間
７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　被告人の氏名　ア　寺﨑　　猛、イ　永石　祐貴
⑵　裁判所名　ア　福岡高等裁判所、イ　福岡地方裁判所
⑶　裁判年月日　ア　平成22年８月５日、イ　平成22年２月９日
⑷　確定年月日　ア　平成22年８月20日、イ　平成22年２月24日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人らは、平成20年11月14日ころから平成21年９月16日ころまでの間、前後71回にわたり、18名に、前記３の犯罪行為に関する利息及び元本の支払いとして、被告人らが管理する他人名義の預貯金口座に現金合計149万6,000円を振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
（罪名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒810―8651　福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目５番30号
福岡地方検察庁　犯罪被害者総合対策室　電話番号　092―734―9092
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

金融商品取引業者の登録取消し処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第４項の規定に基づき、次のとおり、同法第29条の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２第３号の規定により公告する。
１．商号　株式会社アワード
２．営業所　東京都中央区日本橋小網町３―18
３．登録番号　関東財務局長（金商）第1674号
４．登録年月日　平成19年９月30日
５．登録の取消年月日　平成23年６月10日
平成 23 年６月 20 日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者の登録取消し処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第４項の規定に基づき、次のとおり、同法第29条の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２第３号の規定により公告する。
１．商号　サン・パートナーズ株式会社
２．営業所　東京都中央区日本橋箱崎町32―３―704
３．登録番号　関東財務局長（金商）第2068号
４．登録年月日　平成20年10月22日
５．登録の取消年月日　平成23年６月10日
平成 23 年６月 20 日
関東財務局長　森川　卓也

証　　票　　無　　効

証　票　名	証票番号	交付年月日	亡失年月日	亡失者所属官職及び氏名
労働基準監督官証票	第117032号	平成17年４月１日	平成23年３月11日	岩手労働局釜石労働基準監督署 労働基準監督官 坂井　雄輔
労働基準監督官証票	第456058号	平成13年４月１日	平成23年３月31日	愛知労働局労働基準部労働時間課 労働基準監督官 辻　　克己

上記のとおり証票を亡失した旨届出があったので、事故発生の日以降無効とする。
平成 23 年６月 20 日
厚 生 労 働 省

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第５６５号
兵庫県明石市藤江415番地
申立人　馬田　貞夫
本籍不詳、最後の住所東京都赤坂区赤坂田町７丁目３番地、死亡の場所不詳、死亡年月日不詳、出生の場所不詳、出生年月日不詳、職業不詳
被相続人　亡　本多　ゑつ
事務所兵庫県姫路市三左衛門堀東の町115番地の２
相続財産管理人　赤松　大賀
神戸家庭裁判所

平成２３年（家）第３７３号
大阪府富田林市甲田４丁目13番６号
申立人　萩村奈々緒
本籍大阪市中央区島町２丁目19番地、最後の住所奈良県生駒市門前町22番33号、死亡の場所奈良県奈良市、死亡年月日平成21年９月19日、出生の場所大阪府泉北郡南横山町、出生年月日大正５年６月25日、職業無職
被相続人　亡　信田タケノ
事務所大阪府堺市堺区中安井町３丁４番10号堺東八千代ビル４Ｄ　ジェイエス司法書士
相続財産管理人　司法書士　伊藤　博英
奈良家庭裁判所

平成２３年（家）第１６６号
鳥取市栄町725番地
申立人　有限会社リョウユウ企画
本籍鳥取県倉吉市関金町山口644番地、最後の住所鳥取県倉吉市関金町山口644番地２、死亡の場所鳥取県倉吉市、死亡年月日平成22年３月15日、出生の場所鳥取県東伯郡矢送村、出生年月日昭和８年６月５日、職業不明
被相続人　亡　舩越　　肇
鳥取県倉吉市駄経寺町２丁目15番地１
相続財産管理人　濵川　康夫
鳥取家庭裁判所倉吉支部

平成２３年（家）第３０１４７号
広島市中区国泰寺町１丁目６番34号
申立人　広島市長　松井　一實
本籍山形県上山市高松283番地の２、最後の住所広島市中区光南２丁目３番46号グループホーム光南あおぞら、死亡の場所広島市南区、死亡年月日平成19年２月２日、出生の場所北海道紋別郡西興部村大字興部村字上興部21線北５番地、出生年月日大正14年１月14日、職業無職
被相続人　亡　黒須　利雄
広島市中区幟町５番25―404号、事務所広島市中区上八丁堀４番27号上八丁堀ビル４階
相続財産管理人　弁護士　上田　泰直
広島家庭裁判所